

ITUにおけるパテントポリシー等の検討状況

2014年12月15日
電気通信システム委員会 事務局

ITU-T IPRアドホックグループ

- IPR (Intellectual Property Right、知的財産権) アドホックグループは、ITU-TのTSB (Telecommunication Standardization Bureau) 局長の諮問組織として1998年に設置。
- パテントポリシーやガイドラインなどの改正について議論しており、ITUとISOとIECの共通パテントポリシーおよびそのガイドラインを作成するなどの成果を上げてきた。

ITU/ISO/IEC共通パテントポリシーの概要

共通パテントポリシーでは、勧告及び規格類に組み込まれた特許は、誰でも過度の制約なく利用可能であるべきとしており、このため、勧告等に準拠するために必須な特許権を持つ権利者から、特許の実施許諾に関する宣誓書を提出させている。この宣誓書では、権利者が当該特許の実施許諾に関する意思表示(ライセンス方針)について、以下の3つの選択肢のうちから1つを選択する。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">□ 無償で、合理的な条件で非差別的に特許権の実施を許諾□ 有償で、合理的な条件で非差別的に特許権の実施を許諾□ 上記のいずれの条件でも特許権の実施を許諾しない |  |
|---|---|

※Reasonable and Non-Discriminatory Licensing(「合理的」かつ「非差別」な条件での実施許諾)

ITU-Tにおける検討状況

□ しかし近年になり、様々な差止請求訴訟をきっかけに、共通パテントポリシーについて、改善修正の議論が行われるようになった。このため、IPRアドホックグループ会合の開催も増え、2013年から現在までに11回開催。

□ 本年6月に開催されたTSAG会合で、IPRアドホックグループ会合における議論の状況がTSB議長から報告され、権利を購入した企業が買収された場合など、権利譲渡が1代かぎりではなく何代であってもRAND宣言は存続することを明確化する、パテントポリシー実施ガイドライン修正に合意。

同報告では以下について同会合で議論することが提案されたが、専門家の出席が十分でないとして受け入れられず、継続審議となっている。

① Reasonable の定義(合理的な特許実施料の明確化)

② Non-discriminatoryの定義(非差別的な扱いの明確化)

③ RAND 宣言による差止請求権の制限(宣言をしている企業による差止請求は可能か)

また同会合には、米国から、①及び②については結論を出すには時期尚早でありIPRアドホックグループで継続検討すべきとするとともに、③についての主張を示す寄書、スウェーデンから、同会合で結論を出すには時期尚早であるとするともに、議論で考慮すべき大原則を示す寄書を提出。いずれも継続審議とすることのみについて合意。

□ 来年6月に開催されるTSAG会合への入力に向けて、本年12月(開催済)、来年2月及び4月にIPRアドホックグループを開催し、議論が行われる予定。

□ 国内対応としては、(一社)情報通信技術委員会IPR委員会において、国内関係者で議論。